

Title	アメリカの東南アジア政策：一九五四年ジュネーブ会議をめぐって
Sub Title	American foreign policy in South-east Asia : a study on 1954 Geneva conference
Author	松本, 三郎(Matsumoto, Saburō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.1 (1970. 1) ,p.165- 194
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	英・藤原教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700115-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカの東南アジア政策

——一九五四年ジュネーブ会議をめぐる——

松 本 三 郎

一 序

二 ジュネーブ会議への道

三 ジュネーブ会議

四 評価と批判

一 序

二年余にわたる長い交渉ののち、朝鮮における休戦協定は、一九五三年七月二十七日に調印された。そして世界の関心は、アジアにおける今一つの熱戦の場、八年にわたる泥沼の戦いを続けているインドシナに移った。その頃のインドシナの情勢をアイゼンハワー大統領は次のように描写している。⁽¹⁾

一九五三年も終わりになるにつれて、朝鮮における敵対行為の中止による影響がインドシナでも感じられるようになった。公然たる中国の侵略は予想されなかつた——中国政府は米国からじゆうぶんに警告されていた——⁽²⁾しかし中国はいまやインドシナ戦線で使用する銃

砲、弾薬(大部分はソ連が供給した)の形で軍需品の量をふやしていた。さらに多くの軍事顧問が送り込まれ、中国はベトナムにたいし、朝鮮戦争でえた兵たん上の知識を与えていた。

これに対抗するため、インドシナにおけるフランス軍司令官になつていたナバル將軍は一九五三年、首尾よく戦争を終結させることを期待して全面的な計画を提案した。ナバル計画によると……フランス連合の兵力は、一九五四年末までに五十五万になる計画だつた。ベトナムの兵力は四十万を越えないと推定されていたから、もしフランス同盟軍が公然たる戦闘に巻き込まれても、一九五五年の戦闘シーズンの終わりまでにベトナムの正規軍を撃破し、その結果インドシナにおける戦闘を、現地兵で大部分遂行できる程度の掃討作戦に縮小することができると思われていた。この計画を可能にするため、米國は一九五三年九月三十日、フランスにたいし、すでに約束している援助に加え、同年末までに別に三億八千五百万ドルを贈与することに同意した。そしてこれらの資金は、兵力増強段階でフランスおよび現地地の増派軍に装備を与えることになつていた。

このように、朝鮮休戦成立後インドシナ戦争の解決——自由陣營の勝利という形での解決——に本格的に取組み始めたアメリカ政府は、中共のインドシナへの介入を牽制しつつ、一方ではナバル計画に基づくフランスの新らしい作戦に大きな期待をかけ、その援助を著るしく増大していつたのである。⁽³⁾しかしながらこれと同時に、インドシナにおけるフランス軍が、従来住民の強い支持をうる事ができないでいたことに対する懸念や、フランスに対する援助は、反共という名のもとにフランス植民地主義を擁護するものではないかというアメリカ国内における批判に應えるため、ダレスは、早い機会にインドシナ三国に完全独立の誓約を与えるようフランス政府に圧力をかけた。一九五三年七月三日、ラニエル政府は、インドシナ三国に完全な主権と独立を与える意図を明らかにし、同年十月二十二日の条約でラオスに、十一月七日にはカンボジアに、そして翌年四月二十八日の条約でベトナムにそれぞれ独立を付与し、若干の留保を伴ないつつも三国の独立は一応達成されたかにみえた。

一九五三年の終り頃インドシナの軍事情勢は再び混沌としてきた。十一月にフランス軍は西方へ移動してディエンビエンフーを占領したが、十二月に入ると反撃に転じたベトナム軍により包囲されたフランス軍は苦境に立つた。しかしながら、

この段階においても、アメリカ政府はいぜんとしてインドシナ戦争の行方に余り悲観的ではなかつた。再びアイゼンハワーの回顧録を引用してみよう。⁽⁴⁾

一九五四年初めの比較的平穏な時期に軍事介入する見通しについて私がみるところでは、三つの基本的条件が満たされれば、米国は戦争に勝利するため、適切かつ効果的な援助を与えることができただろう。第一の条件は国際法のもとの法的な正当性、第二は自由世界の世論が支持すること、第三に米議会が支持の措置をとることの三つだった。

しかしながら、この三つの基本的条件はいずれも、共和党政権の指導者達が予想していたより遙かに困難であることが次第に明らかになつていつた。第一の条件を満たすためには、フランスとインドシナ三国の政府が、援助を要請してくることが絶対の要件であつたが、中共軍の介入をおそれるフランスは、当時アメリカの直接の軍事介入を望んでいなかった。第二の条件も、中共によるインドシナ戦争介入の明白な証拠のない当時の情況下では、アメリカ単独の参戦は、帝国主義的行為として世界の世論に叩かれるおそれが強いことからして、絶対に必要な条件であつたが、この共同行動に対しては、イギリスをはじめ多数の自由諸国が消極的で、名目的な参加にすら拒絶的態度を示していた。インドシナで再び第二の朝鮮戦争に入ることをおそれたかれらはむしろ交渉によつて平和をもたらすことにより大きな関心をもつていたといえよう。

このように第一、第二の条件が整わない状態では、第三の条件すなわち米議会の支持をうることは到底不可能であつた。ニクソン副大統領、ダレス、ラドフォード統合参謀本部議長らの強い介入の希望にもかかわらず、民主党はもちろん共和党の中にすら、強い直接介入反対の勢力があつたからである。国民の間に強いインドシナ戦争介入反対の空気に對して、アイゼンハワーは、「インドシナの熱い戦争にアメリカが介入しないで済むよう誰よりも強く願っているのは私であり、そのためのあらゆる努力をしている」ことを強調し、⁽⁵⁾ ウイルソン国防長官も、アメリカのバイロットがインドシナに送られることはないし、またフランスの軍事計画も順調にすすんでいるとのべ、⁽⁶⁾ 国民の不安を和らげることに努めた。

かくして、ベルリン会議に臨む時期におけるアメリカのインドシナ政策は、(1)フランスの反共のための戦いを支持して、できるかぎりの物質的援助を与えつつも、(2)共産主義者を敗北せしめるためには、できるだけ早い機会にアメリカを中心とした共同行動 (united action) をとる必要性のあることをフランスやイギリスに確信せしめ、(3)さらに、国際的、国内的世論の支持をうるため、フランスをしてできるだけ早い機会にインドシナ三国に完全独立を与えるよう勧告することにあつたといえよう。

二 ジュネーブ会議への道

一九五四年は、第二次大戦後の国際政治史において重要な転換点となつたが、アメリカの東南アジア政策という観点からみると、それは一層重要な意味をもつていた。爾来今日に至るまでアメリカの東南アジア諸国との関係は、一九五四年のジュネーブ会議と東南アジア条約機構 (SEATO) によつて大きく規制され方向づけられることになつたからである。

一九五四年一月二十五日、米英仏ソ四カ国外相会議がベルリンで開会された。モロトフ外相は、会議の議題として、(一)国際関係の緊張を緩和し、五カ国会議を開くための措置、(二)ドイツ問題とヨーロッパの安全保障を達成する問題、(三)オーストラリア国家条約の問題、の三つを提案した。会議は、二月十八日まで約四週間続いたが、ドイツ問題とオーストラリア問題については、ソ連と西側三カ国との間に根本的な意見の対立があり、ならん結論に到達することはできなかった。

ただベルリン外相会議の唯一の、しかし重要な成果は、同年四月二十六日より、朝鮮およびインドシナの問題を討議するためのジュネーブ国際会議を開くことについて、四カ国外相の合意がみられたことであつた。モロトフの中共を含む五大国会議の提案に対して、アメリカは当初強い反対の立場をとつていた。すなわちダレスは一月二十六日の開会の挨拶で、「アメリカは中共政権の存在を否定しないし、必要な場合にはそれと交渉することも辞さない。しかしながら、悪を事実として

認めることと、それと胸襟を開いて語りあうこととは全く別の問題である」⁽⁷⁾とのべたが、この間のアメリカの立場を説明して、イーデン外相は次のようにのべている。⁽⁸⁾

……アメリカは現在中国を含む五カ国会議の構想に強く反対している。その主な理由は、国際問題をとり扱う大国の一つとして活動する権利を中国に認める用意がアメリカにないためと解釈する。この会議をとくに極東問題だけに限定すれば、アメリカはそれほど反対しないように思われる。ダレスは、中国を承認していいことが中国との会談を妨げるものでないことを認めており、事実アメリカは板門店で中国と会談を行なっている。

しかしながら、ビドー仏外相の五大国会議開催の要求は強かつた。インドシナにおけるベトミンの優勢な攻撃と、長年の戦争にあきたフランス国民の「交渉によるインドシナ問題解決」の要求を背景にしたラニエル政府としては、その後に対応されているジュネーブ会議で、インドシナ問題も討議されるという最少限の約束だけでも取りつけておく必要があつたからである。二月九日付のダレスからアイゼンハワーに送つた電報は、この間の事情を次のように明らかにしている。⁽⁹⁾

しかしビドーは強硬だつた。二月九日フォスターはジュネーブでインドシナ問題の会議を開くとのフランスの圧力はますます強くなつているとベルリンから連絡してきた。彼はこの圧力に抵抗できる望みはほとんどないとし、もし米国がこのような会議を阻止した責任を負えば、インドシナでの戦争を遂行する道義的義務はフランスからわれわれの双肩に移るかもしれないといつてきた。さいごにフォスターは、極東問題について限定された四カ国会議を提案することが必要だといふことがわかつたといつた。

理由は異なるにしても交渉の機会を求めている点ではイギリスも同様であつた。イギリスの立場は、当時ゲリラ活動に悩んでいたマラヤに直接の脅威がない限り、極東において新しい戦争に入ることは回避しなければならないということにあつた。イーデンは次のようにその考えをのべている。⁽¹⁰⁾

一九五四年はじめ、私の考えは戦闘行為を終結させて、永続的解決をもたらす解決策として、なんらかの形でインドシナを分割することはできないかという方向に向いはじめた。私の主要な関心事はマラヤであつた。私はマラヤのできるだけ北方に効果的な障壁を確保しなかつた。私は、西側諸国がラオス、カンボジアとヴェトナムの一部を保障することができると考えた。さらに重要なことは、インドネ

して恐らくは他のアジア諸国をもこの保障に参加させるよう事態を運ぶことで、私はそれができらうと考えた。そうなれば、この協定は強化されよう。……一九五四年一月末のベルリン外相会議は、この構想を推進する機会を私に与えた。

英仏ソ三国外相の一致した五大国会議開催の要求の前に、ダレスは譲歩の止むなきを感じた。もし会議が不可避なら、インドシナで不利な情勢が生じないうちに始めるのが望ましいとも考えられた。かくして、ジュネーブ会議への中共の参加は、その外交的地位に何らの変更をもたらすものではないというアメリカの主張をとりいれた極東に関する四カ国最終コミュニケが二月十八日に発表され、中共を含む五大国が朝鮮問題とインドシナ問題を討議するために四月二十六日ジュネーブに⁽¹¹⁾ 参集することになった。

三月十三日、ベトナム軍の大規模なディエンビエンフー攻撃が始まった。三月二十日、ポール・エリ將軍（フランス軍参謀総長）がワシントンに飛来し、インドシナにおける情勢はきわめて悪く、アメリカの介入がなければフランスの敗北は避けがたいであろうと報告したことは、ナバル計画に楽観的な期待をいだいていたアメリカの指導者たちに重大な衝撃を与えた。ダレスは三月二十九日、海外記者クラブでの演説で、「今日の状況においては、いかなる手段によるにせよ東南アジアに共産ソ連およびその同盟国である共産中国の政治制度を押しつけることは、自由社会全体にとつて重大な脅威である。アメリカの考えでは、こうした可能性はいまやわれわれの共同行動によつて対処すべきであつて、消極的にそれを受け入れるべきではない。これは重大な危険を伴なうかも知れない。だがこの危険も、われわれが今日断固とした態度をとらなかつた場合、今から数年後に直面する危険に比べれば、はるかに小さい」とのべた。⁽¹²⁾

さらにアイゼンハワーも四月七日、後に有名になつた「将棋倒れ」の理論を使つてインドシナ問題の重要性を国民に語つた。「一列に将棋を並べて、最初の駒を倒してみたまえ。たちまちのうちに全部が倒れてしまふだろう。そのようにして、もつとも重大な影響を生む崩壊の第一歩は始まる。インドシナは最初の駒である。もし共産主義者がこれを倒せば、次には

ビルマ、タイ、マラヤ、インドネシアも同じ運命におちいるであろう。⁽¹³⁾

このようなアメリカの強い態度に不安を感じたイギリス政府は、四月一日ロジャール・メーキンス駐米大使に命じて、「唯一の効果的な方法つまり地上部隊によるインドシナ介入を行なう用意はない」という従来のアメリカの態度に変更がないかどうかを確認させるとともに、「アメリカは充分な圧力と物的援助、そして恐らくは政治的、技術的勧告を与えれば、今でもフランス、ヴェトナム連合軍が勝利を収めることができると考えているようだが、軍事的、政治的要素を慎重に検討した結果、イギリスとしては有利なインドシナ問題解決の条件はもはや存在しないという場合のあることを直視しないことは非現実的だと考える⁽¹⁴⁾」という基本的立場から、ジュネーブでインドシナの共産側と交渉、妥協する条件として、イギリスは分割案を最も被害の少ない解決策と考える旨をアメリカ政府に伝達せしめた。これに対するアメリカ側の回答を、イーデン回顧録は次のように伝えている。⁽¹⁵⁾

……ベデル・スミスはアメリカは分割による解決策を慎重に検討したが、これは一時的な便法に過ぎず、東南アジアの共産主義支配へと道を開くものだとして決定したと答えた。したがって、アメリカはこの案を拒否したとのことであつた。ついでダレスは、イギリス大使に、最上の望みは軍事行動で脅かして、対ヴェトナム援助を思い止まるよう中国に強要することだといつた。さらにダレスは、現在われわれは同地域で軍事的優勢を維持しているが、数年後にはこの優勢は失われるかもしれないといつた。だから警告が無視されても、今なら脅かしを実行に移すことができる。軍事行動は危険を伴うが、インドシナを手離す危険の方がより大きい。アメリカは数カ国の海空軍が中国沿岸に対して行動を開始するという形で、共同警告を行なうことを考慮中だつた。

さて前記のごとく、国民に対してインドシナ問題の重要性を啓蒙する一方、ダレスはラドフォードら軍首脳とともに、四月三日八人の議会首脳部と会談してインドシナへの海空軍による介入の可能性を討議した。この会談の結果、アメリカがイギリス等の協力なく単独で行動する場合には、議会の承認をうる見込がほとんど絶望であることが明らかになつた。議会の支持をうるためには、少くとも次の三つの条件を満たす必要があることが明らかになつたのである。⁽¹⁶⁾

- (1) 米国の介入は東南アジアの他の自由諸国、フィリピン、英連邦を含む連合体の一部としてでなければならぬ。
- (2) フランスは、米国の援助がフランスの植民地主義を支持するものと解釈されないよう、インドシナ連合国の独立計画を促進することに同意しなければならない。

(3) フランスは、われわれが兵力を投入しても、自らの兵力を引き揚げないことに同意しなければならない。

アメリカ政府の首脳部は、今や何をなすべきかを明白に知った。翌四月四日、ジュネーブ会議開始までに地域的集団の組織化を行なうことを当面の最優先策とすべきことが決定され、この目的のためダレスが急ぎロンドンとパリに派遣されることになった。

ダレス・イーデン会談は、四月十一日から十三日にかけて行なわれた。ダレスは次のように説明した。アメリカ政府は、フランスが自分の力だけでは政治的にも軍事的にもインドシナの現状をもちや処理できなくなつたとの結論に達した。インドシナでのフランスの立場が崩れれば、その結果はきわめて大きく、タイ、マラヤ、ビルマ、インドネシアまでも結局共産主義に吸収される危険にさらされよう。しかもディエンビエンフーの戦闘は正に危機的段階に達している。アメリカ政府は、このようなインドシナにおける危機的状況を救うため、次の二つの条件が満たされれば介入する決意である。その第一は、住民の効果的支持をうるために必要な政治的基盤を与えるため、フランス政府はインドシナ三国にフランス連合内での真の独立を与える用意のあることを何らかの形で保証しなければならないこと、第二の条件は、アメリカの同盟国とくにイギリス、オーストラリア、ニュージーランドが、現状をアメリカと同じように重大と考え、アメリカと共同行動をとる決意しているかどうかである。このような前提に立つてダレスは、インドシナ問題を解決するための特別の連合を至急に結成する、そして、将来はこれを東南アジア防衛機構に発展させるという構想をイーデンに示し、イギリスの支持を求めた。⁽¹⁷⁾

これに対してイーデンは、ダレスの提案には東南アジアの集団安全保障という長期的な問題とインドシナでの共同行動と

いうもつとさし追つた問題が含まれていることを指摘し、第一の点については、「イギリスは東南アジア集団防衛機構の構想を歓迎するが、とくに参加国の問題については、きわめて慎重な考慮と検討を必要とするだろう」とのべ、インドその他のアジアにある英連邦諸国をことさら除外することの愚を力説した。

第二の点に関するイギリスの立場は、終始消極的、否定的であつた。インドシナでは戦闘が進行中であるが、一方ではジュネーブでソ連、中国両政府を相手に、この問題を討議する約束がなされている。このような状況を考えるとき、ジュネーブ会議前に、軍事的その他の形で共同干渉をしたり警告を発したりすることは余程慎重になされねばならない。イギリスは、このようなインドシナにおける海空軍による共同行動が軍事的にみて有益であるとは思えず、また政治的にみて、ジュネーブ会議に与える悪影響、重要な将来の同盟国に与える不安と非協力といつた点からして積極的意義を見出すこととはできないといふのであつた。⁽¹⁸⁾

四月十三日のダレス・イーデン会談の最終コミュニケは、ジュネーブ会議を目前にしなが、インドシナの共産軍が大規模な攻勢を展開していることに強い遺憾の意を表し、このような行爲は東南アジアと西太平洋地域にあるすべての国の平和と安全を脅かすものであるとのべたのち、「従つて、われわれは東南アジア、西太平洋地域の平和、安全、自由を確保するため、国連憲章の枠内で集団防衛を確立する可能性を他の主要関係国とともに検討する用意がある⁽¹⁹⁾」と宣言したが、インドシナにおける共同行動については一切触れなかつた。

翌四月十四日パリに飛んだダレスは、ラニエル政府から、フランスはインドシナ連合国に全面的独立を約束しており、この約束を守るとの保証をえたが共同行動に対する反応は消極的であつた。同日パリにおけるダレス・ビドー会談のコミュニケが発表されたが、その内容はダレス・イーデン・コミュニケと類似のものであつた。⁽²⁰⁾この段階になつてもなお、フランス政府がインドシナにおけるアメリカを中心とした全面的集団防衛の行動を希望しなかつたのには幾つかの理由があつた。先

ず第一には、一九五三年以降とくに顯著にみられるようになった国民の間に支配的な厭戦の空気があつた。八年余にわたるインドシナの泥沼の戦いが、フランス国民をして、早く交渉による解決を希望せしめたのはむしろ当然のことであつたが、このような国民の声を背景にしたフランス左派勢力の北ベトナムとの交渉による解決をという要求を、政府も無視することはできなくなつて来た。

第二には、インドシナ戦争への全面的なアメリカの介入は、中共の公然たる参戦を招き、第二の朝鮮戦争化する危険性が非常に大きいとフランスは考えていた。インドシナ三国に完全独立を約束した今日、なんのため甚大な人的、物的損害を被りながらインドシナで戦わねばならないのか。フランス政府もその国民も戦争目的を失いつつあつたといえる。第三には、目前にジュネーブ会議という交渉による解決の機会があるとき、アメリカとの軍事的共同行動に入ることは、共産諸国をいたずらに硬直せしめるのみではないかという政治的判断があつた。このような状況から、中共のインドシナ戦争への公然たる介入がない限り、戦争の国際化をさげ、アメリカの財政的、物質的援助にもつばらの期待をかけつつ（もし必要であるとしても、アメリカの軍事援助は空軍による援助にとどめる）、できるだけ早い機会に交渉による解決を計るというフランス政府の結論がでてきた。

ダレスとイーデンのロンドン会談が終つて間もない四月二十日、ダレスは東南アジアの集団防衛を検討する非公式な作業グループを設けるため、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、フィリピン、タイ、インドシナ三国各国外の大使の会議をワシントンで招集した。イーデンはこれに強硬に反対したが、その理由は、時期的にもジュネーブ会議開催の直前ということから不適當であるが、とくに参加国が問題であつた。イギリスの考えでは、インドその他のアジア諸国は、多分このような協定の外に留まることを選ぶだろうが、参加するためのあらゆる機会を与えることだけは怠つてはならないというのであつた。結局この会議は、来るべきジュネーブ交渉についての一般的報告会議に切りかえられ、同年七月のジュネーブ会議終了以前に、東南アジアの安全保障機構を検討するための会議は二度と開かれなかつた。

四月二十二日、NATO理事会に出席する途次のダレスとイーデンは、再びパリで顔を合わせた。東南アジア安全保障機構をできるだけ早い機会に少数の国を中核として発足させたいというダレスの主張に対して、イーデンはインドその他の中立国がこれに反対を声明して、ジュネーブでのわれわれの努力に不幸な影響を与えないよう今しばらくアジアの世論の動向に注目すべきであるとして性急な行動をとることに反対した。

同日ダレスはビドーとも会った。ビドーもエリもデイエンビエンフーの情勢は事実上絶望的であるとの意見を表明し、アメリカが大規模な空からの介入を行なう以外にこの情勢を救うことはできないとのべた。さらにビドーは「過去にインドシナ戦争の国際化には反対してきたが、米国の行為でデイエンビエンフーが救われるなら国際化を支持する」といつた。英国の参加問題については、彼は英国の貢献がいずれにしてもたいしたことはあるまいとしてあつさり片付けてしまった。⁽²¹⁾

四月二十三日から二十五日にかけてのジュネーブ会議開催直前の三日間は、インドシナ戦争が国際化されるか否かの緊張の連続であつた。四月二十三日午後、インドシナのナバール総司令官からフランス政府に入つた報告は、今後七十二時間以内にアメリカが空から強力な攻撃を加えない限りデイエンビエンフーは絶望的であることを伝えていた。ダレスのアイゼンハワー宛電報はそれを次のように伝えている。⁽²²⁾

……要約するとデイエンビエンフーの情勢は絶望的です。ユゲットを再び奪取する試みでは最後の予備兵力を投入しました。ナバールが考えている唯一の対策は(1) B 29の大規模な爆撃によるブートゥール作戦(私が理解するところではインドシナ以外の米軍基地からの作戦のことと思います)か(2) 休戦の要求(私はデイエンビエンフーだけの休戦で、インドシナ全土の休戦ではないと思います)かです。

私はビドーに、提案されているB 29による介入は現在の状況下では問題外と思われるが、これについては至急大統領に報告し、さらにラドフォード提督があすタパリに到着しだい直ちに協議するつもりであると答えました。

ダレスはイーデンに対して、世界の大国としてのフランスの転落によつて生ずる真空状態についての彼の持説をくり返した。さらにダレスは、空からの干渉が決定的なものになるかどうかについては、イーデンと同じように疑いをもっている

が、もしイギリスがアメリカを支持するならば、議会に戦争権限を要請するよう大統領に勧告する用意があるとまでいった。ダレスとイーデンの会談は、ラドフォードを加えて翌四月二十四日もつづけられた。ダレスは、われわれが空からの攻撃でデイエンビエンフーの戦いに参加しない限り、これがフランスにとつて最後の戦いになるだろうとのべた。ラドフォードも、デイエンビエンフーが陥落したら、インドシナの全軍事情勢は数日中に收拾がつかなくなる見通しが強い。これを防ぐ唯一の道は、フランスがこの戦闘で有力な同盟国をもつようになったことを公示することであると主張した。

これに対してイーデンは、(1) フランス政府はたとえデイエンビエンフーが落ちても他のところで戦い続けるという方針をイギリスに明らかにしている、(2) アメリカとイギリスによる空からの干渉が状況を決定的に変えるとは考えられない、(3) われわれがインドシナに入れば、ヴェトナムばかりでなくベトナムとも戦うようになり、さらに世界大戦に向かつて進む可能性がある、としてアメリカの立場に反論した⁽²³⁾。

その日の午後遅く、ダレス、イーデン、ビドーの三者会談が開かれた。ダレスは、「アメリカのデイエンビエンフー援助は不幸にも今では手遅れとなつたが、フランス、他の同盟国が望むならば、アメリカはインドシナに武装兵力を移動させて、この戦いを国際化し、東南アジア全体を守る用意がある⁽²⁴⁾」とアメリカの決意を表明した。ビドーはこれに動かされた。かくして、共同行動が成立するか否かはまさにイギリスの態度如何にかかつてきた。同夜急抛ロンドンに帰つたイーデンは、チャーチル首相との会談で次のように説明した⁽²⁵⁾。

……アメリカ議会は、介入がイギリス、アメリカ共同の基礎で行なわれるならば、このような措置を承認する見通しが強かつた。このためアメリカは、アメリカ、イギリス両政府がインドシナ防衛に参加する共同保障をフランスに与え、その裏付けとしてイギリス軍もわずかながら参加した軍事援助を直ちに与えることを提案した。私は首相に、アメリカはこのような介入が効果的で、空軍の使用だけに限ることができると考えているが、私はどちらにも反対だと告げた。私は介入がインドシナの世論結集に實際的效果があるかどうか疑問だが、東南アジア全般の民族主義的世論からは確実に歓迎されないと思つた。軍事的にも、アメリカの考えている限られた措置では、

實質的成果をあげられないと思つた。地上部隊を含まなければ、軍事援助は効果的にはなり得ない。サー・ウィンストンは、われわれの立場をつぎのようにまとめた。われわれに求められているのは、アメリカ議會を誤まつた方向に引きこんで、軍事行動を承認させることだが、この作戦はそれ自体効果がないばかりでなく、世界を大規模な戦争の瀬戸際にまで導く恐れが十分にある。

かくして、インドシナのフランス軍に対する援助の提供を拒否すること、共同行動は、交渉による解決のあらゆる可能性を試みたりえで、それが失敗したときまで待つべきであるという点においてイギリス首脳の見解は一致し、この趣旨に基づいてイーデンにより起草された訓令⁽²⁶⁾は、翌四月二十五日の閣議を全員一致で通過した。このイギリス政府の決定により、同盟諸国によるインドシナへの軍事介入の可能性は全くなくなり、すべてはジュネーブ會議の討議の結果に任せられることになつたのである。

三 ジュネーブ會議

ジュネーブ會議は四月二十六日に開會されたが、會議参加者の主要関心はインドシナ問題に注がれた。一応休戦が確立されてきた朝鮮問題は緊急の解決を必要としていなかつたからである。インドシナ問題に関する本會議は五月九日にはじまつたが、七月二十一日の最終的解決の日までに、本會議八回、参加者制限(九カ国の首席代表と若干の顧問のみ)の會議十八回が開かれた。米、英、仏、ソ、中の五大国と關係四カ国(ラオス、カンボジア、ベトナム共和国、ベトナム民主共和国)⁽²⁷⁾が参加し、ソ連首席代表モロトフと英国首席代表イーデンが交互に議長をつとめることになつた。

ジュネーブ會議中も、アメリカの関心は一貫して東南アジアの集団的防衛機構を設立せしめることにあつた。アメリカは、ジュネーブ會議の成果に余り期待をかけていなかつた。できるのは精々現状を凍結する仮条約を結ぶこと位で、結局ニクソン副大統領がのべていたように⁽²⁸⁾、いつかはアメリカがインドシナに軍隊を派遣せねばならなくなると考えていたようである。

ある。アメリカがこの防衛機構の設立を急ぐ今一つの理由は、インドシナにおける共産軍の自由行動に対する牽制と、インドシナとジュネーブの双方において敗北感にうたれていたフランスを勇気づけ、その立場を強化することにあつた。

四月三十日、ダレスとイーデンはこの問題で討議を続けたが、この席でイーデンは、東南アジア防衛問題全体についての彼の見解を記した大要次のような覚え書をダレスに渡した。⁽²⁹⁾

一、アジアの共産主義は、軍事的手段だけでは阻止できない。軍事的連合が効果的であるためには、できる限り広範なアジア諸国民の支持をえなければならない。

二、われわれはインドシナと直接国境を接する国としてタイはかりでなく、ビルマの支持も得ることを目標としなければならない。

三、この地域のアジア諸国全部の積極的支持が得られないにしても、少なくともこれら諸国の好意的中立を確保することが重要である。

四、この機構のねらいは、永続的な防衛機構となることであつて、現在の危機に対応する便法となることではない。

五、イギリスは、この目的のためすでにアジアの英連邦諸国と接触を保っており、コロンボ諸国の非難をさけることに成功しているばかりでなく、積極的支持を期待できる国も出ている。

六、ネールもわれわれの考えに近づきつつあり、インドシナ交渉の解決のため、彼の支持を確保できるかも知れない。

七、インドシナでのフランスの崩壊がアメリカが考えていると思われるほど早くやつてくるとはイギリスはみていない。だが、この危険のため発展の可能性のある広範な東南アジア防衛機構の基礎を固める必要は一層大きくなつてい

八、したがつて、われわれはアメリカ、イギリス両国が東南アジア集団防衛機構創設に当つてつぎのような政治的、軍事的問題について、直ちに共同で秘密討議をはじめめることを提案する。

(1)その性格と目的。(2)加盟国。(3)拘束事項。

ダレスは第八点に同意し、両国は直ちにそれを実行に移すことになった。五月四日ダレスは帰国し、ベデル・スミス国務次官が代つてアメリカの首席代表をつとめることになった。五月七日、ついにディエンビエンフーがベトナム軍の手に落ちた。五月十一日、記者会見にのぞんだダレスは、「われわれがやろうとしていることは将棋倒れの状態がおこらないような状況を東南アジアに作り出すこと、いいかえれば、できれば東南アジア全部を、できなければその一部でも救い出すことである⁽³⁰⁾」とのべた。

五月中旬、会議の進行に疑問を感じたアメリカ政府は、これを共産主義者が故意におくらせているものと受取つた。「いまやわれわれはジュネーブ会議が終わるまでは一切の統一行動を取るのを拒否されたことの衝撃を十分感じていた。共産主義者たちは会議を長びかせることができさえすれば、外部勢力による介入を恐れる必要はほとんどなく、⁽³¹⁾インドシナにおいて着々とその領土をふやすことができるのだと。アイゼンハワーはこのいらだつたアメリカの立場を次のようにのべている⁽³²⁾。

たとえ他の連中が行動するのをいやがつたとしても、われわれはもはやすわつたまま何もせずにいることができなくなつた。私はフランスがこの地域での共産主義者との戦いで指揮権の専有の主張を放棄する決定を下すべきであり、彼らはそのかわり負担に耐えるための他の国との提携を求めらるべきだと思つた。……フランスが、直面する二者択一——戦闘の国際化か、事実上の卑屈な降伏か——を認識したならば、満足すべき結果が生まれるのを予想することはできた。だが、これを今すぐに迫るとラニエル政府は即座に拒絶してしまい、第二の道しか残らなくなるかもしれない。われわれはそこで、武装軍隊使用の権限について私が議会に要請するさいの前提条件を、パリのディロン大使に伝えておくことにした。

すでにこの段階においては、アメリカもインドシナにおけるイギリスとの共同行動を断念していた。しかし、タイとフィリピンはアメリカとの共同行動を直ちに受諾し、オーストラリアとニュージーランドは多分オーストラリアの選挙後に受諾

し、またイギリスは黙認するだろうと考えていたようである。フランス政府に示されたアメリカ介入の前提条件は、(1)フランスとフランス連合三国が、アメリカとアンザス諸国に正式の軍事介入を要請すること、(2)フランスは、「いつでも無条件でフランス連合から離脱できる権利」を含む完全独立をインドシナ三国に保証すること、(3)フランスが引続きその戦争を継続し、アメリカの主として海空による援助はその補助とすること、(4)現地軍の訓練と、共同行動のための司令機構にアメリカの参加を認めること、(5)これらの決定はすべてフランス国民議会により承認、保証されることなどであった。若干の折衝のあつたのちフランス政府は、ジュネーブ会議開催中はアメリカの介入を要請しないという結論を下した。

しかし、インドシナにおける情勢は、フランス連合軍にとつてますます不利であつた。ディエンビエンフーの勝利に意気あがるベトミン軍は、次の主要な目標となつたハノイ周辺の紅河デルタ地帯に迫りつつあつた。五月末このように不安定なインドシナの軍事情勢を背景に、フランスとアメリカ両国政府の再度の「介入条件」の検討が行なわれ、五月三十一日、ジュネーブ会議が失敗した場合、三個師程度のアメリカの援助が行なわれることを含む介入条件についての合意が成立した。⁽³³⁾ アメリカ政府は、インドシナへのアメリカの介入が、五〇対五〇の可能性で中共の参戦を招くであろうという情報関係の評価をもとに、中共に対する軍事的対応を慎重に検討していた。⁽³⁴⁾

さてインドシナ問題の解決をめぐるジュネーブ会議は、前述のごとく五月九日から始まつたが、当初イーデンやモロトフが「もつとも困難な会議」と予測していた通り、難問が続出してしばしば暗礁に乗り上げ、前途の多難を思わせた。

先ず第一の難関は、ラオス、カンボジア問題であつた。インドシナの政治的解決の内容を討議する前に軍事休戦協定締結に協力するという原則については、早い段階で合意に達したが、ラオス、カンボジアとベトナムとでは本質的にその情勢が違ふという西側の主張を共産側は認めなかつた。とくに周恩来は、インドシナ全体の一括した解決を主張し、それによりベトナムで獲得しうるであろう有利な条件をラオス、カンボジアにも適用しようと考えていたのに対し、西側は、ベトナムの

内乱と、ラオス、カンボジアに対するベトナムの直接侵略を同じ基盤に立つて処理することはできないと強く主張した。約二週間会議は一步も前進しなかつたが、ようやく五月末になつて、インドシナ三国のそれぞれにおいて個別的休戦協定が結ばれることに周恩来とベトナム代表が同意し、五月二十九日の会議で、ベトナムにおける休戦協定を成立させるための第一歩として、次のイギリス案が採択された。⁽³⁵⁾

戦闘行為を早期かつ同時に中止させるため次の提案をする

- (1) 双方の司令部代表が即時ジュネーブで会合するとともに、現地でも双方の接触を確立する。
- (2) 双方の司令部代表は、戦闘行為中止に当たり、ベトナム国内の部隊再集結地域の問題に始まる部隊の配置を検討する。
- (3) 双方の司令部代表は、調査の結果報告ならびに勧告をできるだけ早い機会に会議に提出する。

第二の難関は、休戦協定を監視する国際委員会の構成をめぐつておこつた。この委員会は、少数の中立諸国で構成される予定であつたが、モロトフと周恩来は、インドその他一、二のアジア諸国のほかにポーランドとチェコスロバキアを加えることを強く主張したからである。イーデンは、コロンボ計画に参加しているアジアの五つの中立国で委員会を構成することを主張したが、共産側はこれを拒否した。六月最初の二週間、会議はいつも、共産国を中立国とみなすべきかどうかという問題をめぐつて堂々めぐりをしていた。⁽³⁶⁾

六月十二日、ラニエル内閣は仏議会で、三〇六対二九三の僅差ではあつたが信任投票に敗れ総辞職した。以後六月十八日まで肝心のフランスには指導者も政府もなくなり、多くの国がジュネーブ会議の決裂を懸念しはじめた。アメリカの首脳部は、「ジュネーブ会議に多くかかずらうのをやめることが米国にとつて最善であると決心し」、ジュネーブのベデル・スミスにも「共産側は彼らの軍事目的に添わせるため、ただ引き延ばしをやっているにすぎないのだから、できるだけ早く会議を終らせるため、最善の努力を払うように」勧告していた。

六月十六日、周恩来はイーデンに対して、ラオス、カンボジア問題についての妥協案を示した。彼は、これら兩國から撤退するようベトナムを説得することができると思うし、またその領内にアメリカの基地を置かないことを条件にするならば、中国は兩國王の政府を承認する用意があるというものであつた。この提案は会議の行詰りを救つた。六月十八日の会議は、兩軍司令部の代表が、ラオス、カンボジアでの戦闘行為中止に関する諸問題について軍事的討議をはじめめることを承認し、三週間前のベトナムの戦闘行為中止に関する協定とともに、インドシナ戦線の三つの国全部について休戦会談が開始されることになつた。そして各軍事代表は二十一日以内にその結果を會議に報告することになつた。

六月十八日、ピエール・マンデス・フランスマンが、四一九対四七という仏議會の圧倒的支持のもとに、「私は七月二十日までにインドシナに平和を回復させるつもりである」との公約をかかげてフランス首相に就任した。ワシントンへの帰路パリにたちよつたベデル・スミスに対して、マンデス・フランスマンは(1)戦争をすぐにも終らせるためにあらゆる努力を払う、(2)この平和はベトナムに対する降伏によつてもたらされるのではない、(3)周恩来と会見の予定でいる、ことを明らかにし、さらに(4)アメリカがベトナムの新首相ゴ・ジンジェムに、休戦協定の成立を妨害しないため働きかけてくれるよう要請した。

六月二十四日、チャーチルとイーデンはワシントンに飛んだ。それはインドシナにおける共同行動をめぐり、その春以来噂されていた兩國の対立を否定するための政治的姿勢であるとともに、また現実が必要としていた意見の調整を計るためでもあつた。六月二十八日のアイゼンハワー、チャーチル兩國首脳(37)の共同コミュニケは、起りうべき事態に備えるため兩國は集団防衛の計画を推進していくことを明らかにしたが、それはジュネーブ會議中にそのための公式の會議を開かないという了解の上に立つていた。

またイーデンはダレスとの会談で、インドシナ協定の保障にアメリカが参加することの重要性をダレスに説得したが、「彼はその見込はほとんどないと答えた。彼は共産側の北ベトナム支配を保障するよう議會を説得することは困難だろうと

いつた。⁽³⁸⁾しかし、マンデス・フランスが最終的交渉に入る前にアメリカ、イギリス両国が受諾できると考える最低条件（アメリカは「最低」を要求し、イギリスは「希望」にとめておこうと主張した）を彼に知らせるのは有効であると考えた両者は、直ちにこの草案の起草にとりかかった。六月二十九日、インドシナ休戦協定に関する英、米の意向を表わした次のような対仏共同コミニケが作成された。⁽³⁹⁾

- 一、ラオス、カンボジアの領土保全と独立を維持し、両国からのベトナム軍の撤退を保証する。
- 二、少なくともベトナムの南半分を維持し、できればデルタ地帯の一角をもこれに加える。この点、われわれは責任をとるべき分割線がドン・ホイから大体西に走る線よりも南に引かれることを受け入れる意向はない。
- 三、ラオス、カンボジアまたはベトナムの確保された部分においては、安定した非共産政権を維持する能力を実質的に傷つけるような制限を課すことはしない。国内の治安のための適当な兵力を維持し、兵器を輸入し、外国の顧問を採用する権利をも制限しないことを特記する。
- 四、確保された地域が共産支配下に移る危険を伴う政治的規定を含めない。
- 五、平和的手段による最終的なベトナム再統一の可能性を除外しない。
- 六、ベトナムの一地域から他の地域への移動を希望する人々を国際監視のもとで、平和的かつ人道的に移送することを規定する。
- 七、同協定を国際的に監視する効果を機関を規定する。

一方ヨーロッパでは、マンデス・フランスの精力的な活動がつけつけられていた。彼は六月二十三日、スイスのベルンで周恩来との会談を開始した。「周恩来の態度は比較的柔軟なものであった。たとえば彼は、以前には認めていなかったベトナム国家の存在を承認し、インドシナ戦争の解決は二段階に分けて行なうべきだ——つまりまず軍事休戦、続いて政治的解決

——とするフランス側の論理を初めて承認した。彼は二つの国家のちほど、直接選挙によつて統一されるのを見守りたいという希望を表明した。さらに、総選挙を近い将来に実施することはむずかしいとするマンデス・フランスの主張に異論を唱えなかつた。結局彼は、ベトミンを説得してジュネーブでの会議を促進するよう、彼らに要請することを約した。⁽⁴⁰⁾

七月四日ベトナムのチュンギアにおいて、フランス連合側代表とベトミン最高司令部は、インドシナ休戦協定の技術的問題についての話し合いを開始した。七月の第二週に入ると、帰国していた各国代表も次々とジュネーブに戻る気はない⁽⁴¹⁾と声明、また英仏月八日ダレスは、「彼もスミスも、誰かを奴隷にするような条約を結ぶためにジュネーブに戻る気はない」と声明、また英仏両国にも、「結論が承認できない会議に外交上全面的に参加することは避ける」との意思表示が七月十日になされた。

マンデス・フランスの要請によつてパリに飛んだダレスは、七月十三日から十五日にかけてイーデンを加えての三者会談を行なつた。マンデス・フランスはこの会談で、ワシントンでアメリカとイギリスが作成した七項目の線をフランスがどうしても守りきれなくなるであろうというダレスの疑念をはらすことに努めた。ベトミン側はすでに、ラオスおよびカンボジアから軍隊を撤退し、現地の合法政府の統治を承認することに同意していること、さらに、まだ未解決ではあるが、ベトナム地区と南ベトナム地区の分割線をめぐる討議も順調に進展していることが説明された。

これに対してダレスは、ジュネーブに戻らないことについてはすでに大統領と意見が一致していること、アメリカはフランスが結局は七項目の線を守りきれないのではないかとおそれていること、また仮に七項目を忠実に守る協定ができたとしても、アメリカはそれに保障を与えることはできないし、アメリカの世論は数百万のベトナム人を共産主義の支配下におくことを保障するのを決して黙認しないだろうとのべた。⁽⁴²⁾

結局のところ、マンデス・フランスの熱意にダレスが負けた。翌七月十五日先の英米両国の対仏コミュニケ(七項目)の趣旨にそつて英米仏三国コミュニケが調印⁽⁴³⁾され、ダレスはジュネーブ会議にベデル・スミスを帰任させると発表した。

ジュネーブに戻つた各国代表には、なお山積する問題が待ち構えていた。とくに、境界線の問題（マンデス・フランスは十八度線を、ベトミン側は当初十四度線、のちに譲歩して十六度線を固守して一步も引こうとしなかつた）、総選挙の時期の問題（共産側は統一選挙をおそくとも一九五五年中に行なうように主張したが、フランスはベトナムで選挙が行なえる状態に戻るまでには少なくとも二年はかかる」と主張した）、それに監視委員会の構成の問題は難問であつた。

しかし、なんとかして交渉を成功せしめようとする参加国の熱意は、遂にもつれた糸をときほぐしはじめた。七月十八日、周恩来は監視委員会の構成国をインド、カナダ、ポーランドとすることを提案、西側三国はこれに同意した。七月二十日、マンデス・フランスとベトミン代表は、境界線を十七度線のすぐ南のベンハイ河とすることに同意の一致をみた。ついでマンデス・フランスは再びベトミン側を説得して、一九五六年七月まで選挙を行なわないことに同意させた。ベトナム、ラオス、そしてカンボジアの休戦協定の作成が終り、翌七月二十一日双方軍司令官の代理によりその調印が完了し、八年にわたるインドシナ戦争の幕は閉じた。

最後に残された問題は、ジュネーブ会議の最終宣言をいかなる形で出すかであつた。アメリカは早くから最終宣言に参加できないことを表明していたが、一方中国側は各国代表全部が最終宣言に署名することを強く主張していたからである。イデンとモロトフは最後の話し合いののち、結局署名問題が起こらないようにするため、宣言文の頭に参加国全部の国名を並べることに意見が一致した。⁽⁴⁵⁾

この最終宣言に加わることを拒絶したアメリカとベトナム共和国は、同じく七月二十一日にそれぞれ単独宣言を發した。

- アメリカの宣言の要旨は、(1)アメリカは前掲三休戦協定およびジュネーブ会議における最終宣言の諸規定に留意すること、(2)アメリカは、国連憲章第二條四項の規定に従い、前記諸協定の妨げになるような武力による威嚇又は武力の行使を慎む、(3)前記諸協定を侵害するような新たな侵略に対しては、これを國際の平和および安全に対する重大な脅威とみなす、(4)自己

の意思に反して分割されている諸国については、国連監視下の自由選挙による統一を達成するために努力する、といった点にあつた。

ベトナム政府宣言の要旨は、(1)休戦実現のためのベトナム政府案が審議されることなく拒否されたことに抗議し、(2)重要不可欠の領域をベトナム軍の手にゆだねることに抗議し、(3)政治的問題である選挙期日の設定をベトナム政府の同意をうることなくフランス軍司令官が決定したことに抗議し、「よつて、ベトナム国政府は、休戦協定の締結方法及びベトナム国民の衷心からの希求を全く考慮に入れないこの休戦の条件に対して嚴重に抗議すること、並びに領土の統一、国家の独立及び自由に対するベトナム国民の神聖な権利を擁護するために完全な行動の自由を留保する⁽⁴⁶⁾」というものであつた。なおベトナム政府の第二の宣言は、「……ベトナム国が特にその最終宣言において表明した反対及び留保にもかかわらず、休戦の実施の方式に反対するために武力を用いることはしない」ことを明らかにした。

四 評価と批判

戦後のアメリカのアジア政策が、一九五〇年六月の朝鮮戦争によつてコペルニクスの転換をとげたことは周知の事実である。これによつてアジアにおける共産主義の膨脹、侵略の危険が強く浮彫りにされ、東西対立の危機が声高に叫ばれるようになった。トルーマン政権末期に案出された中共を主たる対象とする封じ込め政策は、爾来一貫したアメリカのアジア政策の中核となつてきたが、トルーマン政権においては國務省顧問として、そして一九五三年一月に発足したアイゼンハワー政権では國務長官として活躍したダレスが、この封じ込め政策のもつとも熱心な支持者であり遂行者であつたことは周知の事実である。一九四九年四月のNATO、一九五一年八月の米比、同年九月の日米およびANZUS、一九五三年の米韓、一九五四年の米中およびSEATOといった一連の相互あるいは集团的安全保障体系によつて、アリューシャンからオースト

ラリアに至る西太平洋におけるアメリカの防衛体制は正に彼によつて完成されたのであつた。

まずダレスは、トルーマン政権下で採択されたヨーロッパ第一主義を改め、アジアに優先的考慮を払うべきことを主張した。彼はその名著「戦争と平和」において、アメリカはアジアにおける新情勢に備えて全く新しいアジア政策を確立すべきことを提言し、「平和的手段による民族独立政策の推進」と「アジアの宗教、文化の多様性の承認」の二原則を忠実に追求することにより、アメリカと自由アジアとの協力は確固たるものとなるであらうとのべている。⁽⁴⁷⁾ダレスは、われわれの人生において変化は必然の原則であることを繰返し認めながらも、その変化はあくまでも平和的手段によるべきことを主張した。「変化を望むもの、他者の有するものを望むものは、平和的手段、時には手ぬるく見えるであろうこの手段に頼ることを承認し、急進的、直接的な力による変化を放棄しなければならない。」⁽⁴⁸⁾

しかしながらこのようなダレスの信念と真向から対立したのが共産主義の理念とその戦略戦術であつた。強い信仰の人ダレスにとつては、共産主義の主張する無神論、唯物論は、アメリカ人にとつてのみならず、すべての自由人に対する重大な脅威である。自由世界と国際共産主義間の闘争の本質は何よりも善か悪かの「道徳的闘争」であり、従つて両者の間には永久に妥協はありえない。しかも、共産主義革命は本質的に暴力革命である。力による変革に対しては力による防禦以外に手段はないというのがかれの信念であつた。

このようにしてダレスの反共封じ込め政策は確立され、「大量報復」、「共同行動」、「将棋倒れ論」、「瀬戸際政策」、「中立主義批判」、「即時報復」等の名で呼ばれる諸政策が次々と登場した。しかし、このような諸政策の背景にあるダレスの構想は、適当な手段でそれを防ぐための努力がなされなければ戦争は常に起りうる。しかも、世界史における主要な戦争は常に「誤算 (miscalculation)」により起つた。従つて、もつとも効果的な戦争勃発を防ぐ方法は、アメリカが前もつて、もし侵略があれば「即時に」、「大量に」、「共同して」報復する決意でいることを明示しておくことである。この断固たる明白な態度

の表明によつてのみ、戦争を未然に防ぐことが可能である、といった諸点にあつた。

さて本論は、一九五四年ジュネーブ協定成立をめぐる同会議内外におけるアメリカ外交を中心に述べたものであるが、ここにおいてもダレスに代表される共和党外交の前記のような諸特徴が明白に存在した。

第二次大戦後のアメリカのアジア政策は、「強力で友好的な中国」と「弱い平和的の日本」を二本の柱として形成されていた。このアジアの中心となるべき中国が共産主義の支配下に入ったとき、アメリカの新しいアジア政策の柱は、「中共封じ込め」と「強い友好的な日本」にとつて代つた。インドシナにおける反仏闘争を、基本的には植民地独立闘争とみてきたアメリカ政府が、一九五〇年以後急いで共産主義世界革命の一環と定義し直し、対仏援助を開始するようになったのも、中共政権の成立と朝鮮戦争が原因であつたといえよう。しかし、急増していつたアメリカの援助にもかかわらず、インドシナにおける戦局は次第に共産側に有利になつていつた。その結果、一九五四年ジュネーブ会議の始まる頃には、アメリカ政府首脳の高い反共闘争の決意と呼びかけにもかかわらず、フランスやイギリスでは政府も世論も「妥協による平和」の方向に強く傾斜していたのである。

フランス国内においては厭戦の空気がみなぎつていつた。インドシナの戦局も圧倒的に不利だつた。とくにデイエンビエンフーにおける敗北はこれらを決定的なものとした。平和のためならなんでもしようという絶望的な空気が政府にも現われはじめたことは、ビドー外相の「この交渉に関する限り手のうちに切札はほとんど一枚もなく、ただクラブの二とダイヤの三があるぐらいだ⁽⁴⁹⁾」という言葉に象徴されていつた。

イギリスも朝鮮戦争の終つたこの段階で、再び戦争に突入することは絶対に避けたいと考えていつた。イギリス政府は、共和党政府の反共強硬路線に強い警戒と不信の念をいだき、インドシナにおける介入に共同行動が第三次大戦に拡大される可能性は極めて大きいとみていつた。また当時のイギリス政府は、英連邦諸国との協力関係の増大に努力していつたため、インドに

代表されるアジア諸国の意向によつても牽制されていた。このためジュネーブ会議を成功させることに最大の目標をおき、ダレスらによる度重なる共同行動の要請にもかかわらず遂にこれを拒絶し、事実上アメリカのインドシナ介入の機会を断つたのである。もちろんイギリスも共産主義の拡大を防ぐための東南アジア防衛機構の必要性を強く感じていたが、すべてはジュネーブ会議の終了後という立場を終始くずさなかつた。

最後にアメリカ国内の世論も、第二の朝鮮戦争に発展するおそれの強いインドシナ戦争への介入には反対する空気が強かつた。二百人のアメリカ人技術者がインドシナに派遣されたことに対し、一九五四年二月九日、ステニス上院議員が、「われわれは一步一步このインドシナ戦争に足をふみ入れつつある、そして気がついた時にはもう引返すことができなくなつていのではないだろうか。情勢は重大である⁽⁵⁰⁾」とのべ、ケネディ上院議員が四月六日にのべた「中国人がいくらでも人海作戦をとりうることを考えると、われわれがこの世界でももつとも困難な地に兵を送ることは馬鹿げている。それは希望のもてない情勢を生むであろう⁽⁵¹⁾」という反対意見、あるいは、陸軍参謀総長リッジウェー將軍の「もしアメリカが空軍および海軍力に限つてこの地域に介入したとしても、われわれはそれを支持するためすぐに陸軍力を必要とするようになる。従つて政策決定者はこのことを考慮に入れて慎重に判断すべきである⁽⁵²⁾」という批判は、軍、議会のみならず世論にも広く支持された見解であつた。

ダレスにとつてみれば、このような内外における情勢は、共産側に著るしく有利な取引の材料を与えるものと思へた。アメリカとその同盟者の不介入が決まれば、インドシナ戦争における戦局の有利さと相まつて交渉は共産側のペースで進むであろう。敗北感にうたれたフランスを勇気づけ、東南アジアの自由諸国の将棋倒れの危険を防ぐためには、アメリカを中心とした共同行動による実際介入によるか、少くとも介入の示威が不可欠であるというのがその考えであつた。

かくしてダレスは、国内の議会と国民からインドシナ介入の承認を得るため、その最低条件と考えられた反植民地主義の

表明としての「フランスによるインドシナ三国に対する完全独立の付与」、国際的に孤立化しないための「イギリスとの共同行動」、法的正義を示すための「フランス連合国によるアメリカ介入の要請」等をかちとるべく懸命の努力を重ねたが、イギリス政府による拒絶を遂にひるがえすことはできなかったのである。

このダレス外交に対する積極的評価は、その一貫した反共の強硬姿勢、介入の示威が、共産側とくに中共に強い警戒心を起さしめ、客観的には著るしく有利な状況にあつた共産側をして解決、妥協に努力せしめることになつたという点である。第二には、共同行動へのダレスの強い執着がやがて一九五四年九月のSEATOの結成となつて具体化し、多くの批判があるにせよ爾来東南アジアにおける反共という視点からの政治的安定に貢献してきたことである。

しかしながら、もしイギリスがダレスの要請を入れてインドシナにおける共同行動に踏切つたとしたらどうなつたであろう。中共が介入するにせよ介入しないにせよ、インドシナにはさらに長い泥沼の戦いが継続されることになつたであろう。チャーチルがイーデンに語つたように、ダレスにより「われわれが求められているのは、アメリカ議會を誤まつた方向に引き込んで、軍事行動を承認させることだが、この作戦はそれ自体効果がないばかりでなく、世界を大規模な戦争の瀬戸際にまで導く恐れが十分にあつた」といふべきであろう。

今一つ重要な問題が残されている。そもそもインドシナ戦争は何のために戦われたのであろうか。フランスにとつてみれば、それは本質的には植民地戦争以外の何物でもなかつた。ベトナム人の大部分にとつては、それは正に民族解放、民族独立のための戦いであつた。ところがソ連や中共にとつてみれば、それは基本的には共産主義の支配と影響力を増大するための戦いであつた。そしてアメリカにとつては、それは第一義的には植民地戦争でも民族独立の戦いでもなく、ただ共産主義の拡大を防ぐ戦いを意味したものであつた。⁽⁵³⁾一つの戦争が異なる目的をもつ多数の国によつて戦われる国際戦争となるときその悲劇は一層増大する。それをさける唯一の方法は、その中で何がもつとも本質的で、もつとも重要視されねばならないの

かを問いその回答を求めることによつて可能となる。反植民地主義を唱えながらも、反共産主義のためにはそれを棚上げにしていつたダレス外交に象徴される当時のアメリカ外交に欠けたるものは、正にこの「ベトナム住民の幸福は何か」という視点から発想しなかつたことにあるのではなからうか。

- (1) Dwight D. Eisenhower: *The White House Years: Mandate for Change, 1953-1956*, New York, 1963, p. 338. (仲見、佐々木謙一訳「アイゼンハワー回顧録」、『みすず書房』一九六五、三〇〇頁)
- (2) アメリカ政府は単独で、あるいはフランス等と共同で、中共のインドシナ介入を牽制する声明をしばしば出してしたが、とくにダレス國務長官は明白に、「もし中共がインドシナに参戦するならば、アメリカのそれに対する反応は、必ずしもインドシナの場に限られないであろう」(New York Times, December 30, 1953)、『48巻』は「……即時報復のための手段をとるべきである」(U.S. Department of State Bulletin, January 25, 1954, p. 108.)と警告してゐた。
- (3) ダレスによれば、「アメリカは……この計画の費用を引受けることに同意した」(Address of Secretary of State Dulles, June 11, 1954, *Documents on American Foreign Relations, 1954*, p. 276.)のであり、かくしてシヤネーン会議の頃までは、インドシナにけるフランシス側の全戦費の七八%をアメリカが負担するはたななつてゐた。
- (4) Eisenhower, op. cit., pp. 340-41. (邦訳『三〇一頁』)
- (5) New York Times, February 13, 1954.
- (6) Ibid., February 12, 1954.
- (7) U. S. Department of State Bulletin, March 8, 1954, p. 346.
- (8) Anthony Eden: *The Memoirs of the Rt. Hon. Sir Anthony Eden: Full Circle*, London, 1960, p. 88. (湯浅義正、町野武訳「イーデン回顧録」、『みすず書房』一九六〇、六九頁)
- (9) Eisenhower, op. cit., p. 343. (邦訳『三〇六頁』)
- (10) Eden, op. cit. p. 87. (邦訳『六八頁』)
- (11) U. S. Department of State: *American Foreign Policy: 1950-1955*, Vol. II, pp. 2372-73.
- (12) U. S. Department of State Bulletin, April 12, 1954, p. 540.
- (13) New York Times, April 8, 1954.
- (14) Eden, op. cit., pp. 91-92. (邦訳『七一七二頁』)

- (15) *Ibid.*, p. 92 (同上「七二頁」)
- (16) Eisenhower, op. cit., p. 347. (邦訳「三一〇—三二二頁」)
- (17) *Ibid.*, pp. 95-96. (同上「七四—七五頁」)
- (18) *Ibid.*, p. 96. (同上「七五頁」)
- (19) U. S. Department of State Bulletin, April 26, 1954, p. 622.
- (20) *Ibid.*, pp. 622-23.
- (21) Eisenhower, op. cit., p. 349. (邦訳「三二二頁」)
- (22) *Ibid.*, p. 350. (同上「三二三頁」)
- (23) Eden, op. cit., pp. 102-103. (邦訳「八〇頁」)
- (24) *Ibid.*, pp. 103-104. (同上「八一頁」)
- (25) *Ibid.*, pp. 104-105. (同上「八一—八二頁」)
- (26) イーデン起草の訓令は次の八点からなる。(Eden, op. cit., pp. 105-106. 邦訳「八一—八三頁」)
 - 一、インドシナ戦争に対する連合国の介入の可能性についての当面の討議に参加する義務がロンドンのコミュニケでわれわれに課されたものは考えない。
 - 二、ジュネーブ会議を前にして、インドシナに対するイギリスの軍事行動について保証を与える用意はない。
 - 三、しかし名譽ある解決に達するようフランスのジュネーブ代表団にできる限りの外交的支持を与える。
 - 四、ジュネーブで解決案が成立すれば、その解決案の共同保障とその共同保障を効果的にするためロンドンのコミュニケに予め示唆されているような東南アジア集団防衛機構の組織に参加するとの保障を与えることができる。
 - 五、ジュネーブの解決案によつて少なくともインドシナの大部分に対して共同保障を適用することができるようになることを望む。
 - 六、このような解決案ができなかつた場合、その時の情勢に対して共同でとるべき措置について同盟国と協議する用意がある。
 - 七、しかし、インドシナでの戦闘停止についてジュネーブ会議で意見が一致しなかつた場合、イギリスがとるかもしれない行動については、何ら保証することができない。
 - 八、インドシナの全部または一部が失われた場合、タイばかりでなくマラヤを含む他の東南アジアを防衛する措置について、アメリカ政府とともに検討する用意がある。
- (27) インドシナ問題の正式討議は、先ずどの国がこの会議に代表を出すべきかで紛糾した。西欧側は結局、ベトナム民主共和国代表の参加は認

めたが、共産側の主張したいわゆる自由山ラオスと自由カンボジア両政府の代表の会議参加は拒絶した。ベトナム民主共和国の代表が両抵抗政府の意見を代表することになった。

- (28) 一九五四年四月十六日の米新聞編集者協会における演説。
- (29) Eden, op. cit., pp. 109-110. (邦訳 八五—八六頁)
- (30) New York Times, May 12, 1954.
- (31) Eisenhower op. cit., p. 358. (邦訳 三二二頁)
- (32) Ibid., pp. 358-359. (邦訳 三二二頁)
- (33) Eden, op. cit., p. 127. (邦訳 九九—一〇〇頁)
- (34) Eisenhower, op. cit., p. 361. (邦訳 三三三頁)
- (35) New York Times, June 4, 1954.
- (36) Eden, op. cit., pp. 127-128. (邦訳 一〇〇頁)
- (37) U. S. Department of State Bulletin, July 12, 1954, p. 49. 事実英米両国の代表委員からなるSEATO結成を準備する研究グループが設けられ活動を始めた。
- (38) Eden, op. cit., p. 132. (邦訳 一〇三頁)
- (39) Ibid., p. 133. (同上 一〇三—一〇四頁) なお、同じく二十九日に発表されたアイゼンハワー・チャーチルの共同声明は、一般に「ポトマック憲章」として知られる。その意思に反して分裂している國家については、國連監視下の自由選挙により、その統一が達成されるようわれわれは協力する」ことをうたっていた。(See U. S. Department of State Bulletin, July 12, 1954, pp. 49-50.)
- (40) Eisenhower, op. cit., p. 369. (邦訳 三三〇—三三二頁)
- (41) New York Times, July 9, 1954.
- (42) Eden, op. cit., pp. 138-139. (邦訳 一〇八—一〇九頁)
- (43) See U. S. Department of State: American Foreign Policy, op. cit., pp. 2396-97.
- (44) Ibid., pp. 750-785. (浦野起央編著「インドシナ問題の解剖」外交時報社、昭四二、二四七—二七二頁)
- (45) このため最終宣言の表題は次のようになった。「インドシナに平和を回復する問題に関してカンボジア、ベトナム民主共和国、フランス、ラオス、中華人民共和国、ソビエト社会主義共和国連邦、連合王国及びアメリカ合衆国の代表が参加して行なわれたジュネーブ会議における最終宣言」。

- (46) The Council on Foreign Relations; Documents on American Relations, 1954, pp. 315-316. (前掲補註「二六九—二七〇頁」)
- (47) John Foster Dulles; War or Peace, New York, 1950, pp. 228-29.
- (48) John Foster Dulles; War, Peace and Change, New York, 1939, p. 136.
- (49) Eden, op. cit., p. 110. (報「八六頁」)
- (50) U. S. Congressional Record, Vol. C, 83rd Cong., 2d Sess., 1954, Part 3, p. 2904.
- (51) Ibid., Part 4, pp. 4672-4674.
- (52) Matthew B. Ridgway; Soldier: The Memoirs of Matthew B. Ridgway, New York, 1956, pp. 276-77.
- (53) Hans J. Morgenthau; The 1954 Geneva Conference: An Assessment, in "Vietnam: Anatomy of a Conflict" by W. R. Fisher, Itasca, Illinois, 1968, pp. 117-118.